

令和7年度

枚方市の支援教育について



枚方市教育委員会事務局
支 援 教 育 課

説明のながれ

1

支援教育の
めざすところ

2

通常の学級に
おける配慮

3

通級指導教室

4

支援学級

5

今後のながれ



1 支援教育のめざすところ



枚方市教育目標

学びあい、つながりあい、一人ひとりの未来をひらく

～個人と社会のウェルビーイングの実現をめざし、可能性を最大限に伸ばす～

支援教育のめざすところ

『ともに学び、ともに育つ教育の推進』

支援教育のめざすところ

『ともに学び、ともに育つ教育の推進』

障害の有無にかかわらず、
すべての児童生徒の
自立・社会参加をめざす。

2 通常の学級における配慮



学校にある多様な学びの場について

地域の小学校

通常の学級

通常の学級で教科等の学習をします。何らかの困り感を抱えるお子さまに対しては、学級担任、支援教育コーディネーターが本人や保護者と相談し、指導方法や教材等の工夫など必要な配慮(合理的配慮)を行い、お子さまが持てる力を十分に発揮できるようにします。



地域の小学校

通級指導教室

主に通常の学級で学習しながら、週の数時間を自校や他校の通級指導教室等に通って障害による学習上または生活上の困難を克服・改善のための学習(自立活動)の指導・支援を行います。

友だちとのやりとりや気持ちの理解、コミュニケーションや話し方など言葉に関する学習を行います。お子さまが、通級による指導により力をつけ、通常の学級で学ぶ際にその力を発揮できることをめざします。



地域の小学校

支援学級

通常の学級でともに学び、ともに育つことを大切にしながら、個に応じて、支援学級で障害による学習上または生活上の困難を克服・改善のための学習(自立活動)や教科学習等を行います。

支援学級では、小集団の中で生活・学習や個別の指導など、お子さま一人ひとりの障害の状態・特性に応じた指導・支援を行います。



府立支援学校

お子さま一人ひとりの障がいの状態・特性に応じたきめ細やかな指導・支援を行います。実際の体験を重視した学習を行うなど、日常生活に必要な力や将来の自立した生活に必要な力を身に付けます。詳しくお話をお聞きたい場合は、まず枚方市教育委員会へご相談ください。



※就学相談では、お子さま一人ひとりの状況や特性等に応じて、その個性や能力が十分に発揮できる学びの場についてご相談できます。

通常の学級

基礎的環境整備

通常の学級において、すべての子どもに質の高い指導を実施

- ・支援教育支援・介助員の配置
- ・タブレット端末の活用（1人1台）
- ・指示は短文で
- ・板書を大きな字で書く
- ・前面掲示の工夫
- ・配付物のフォントのUD化

一例



明朝 枚方市

UDフォント 枚方市

通常の学級

合理的配慮

個別の配慮や支援（教員ごとの対応・学校体制としての対応）

・声かけが必要な児童

→座席を前の方の中央寄りにする。

・文字を書くことが苦手な児童

→使いやすい道具を使用したり、書く量や時間を調節したりする。

・文章を読むことが苦手な児童

→どこを読んでいるか分かりやすく工夫する。

・計算が苦手な児童

→算数の学習やそれ以外の場面でも、マスがあるノートやプリントを使用する。

一例

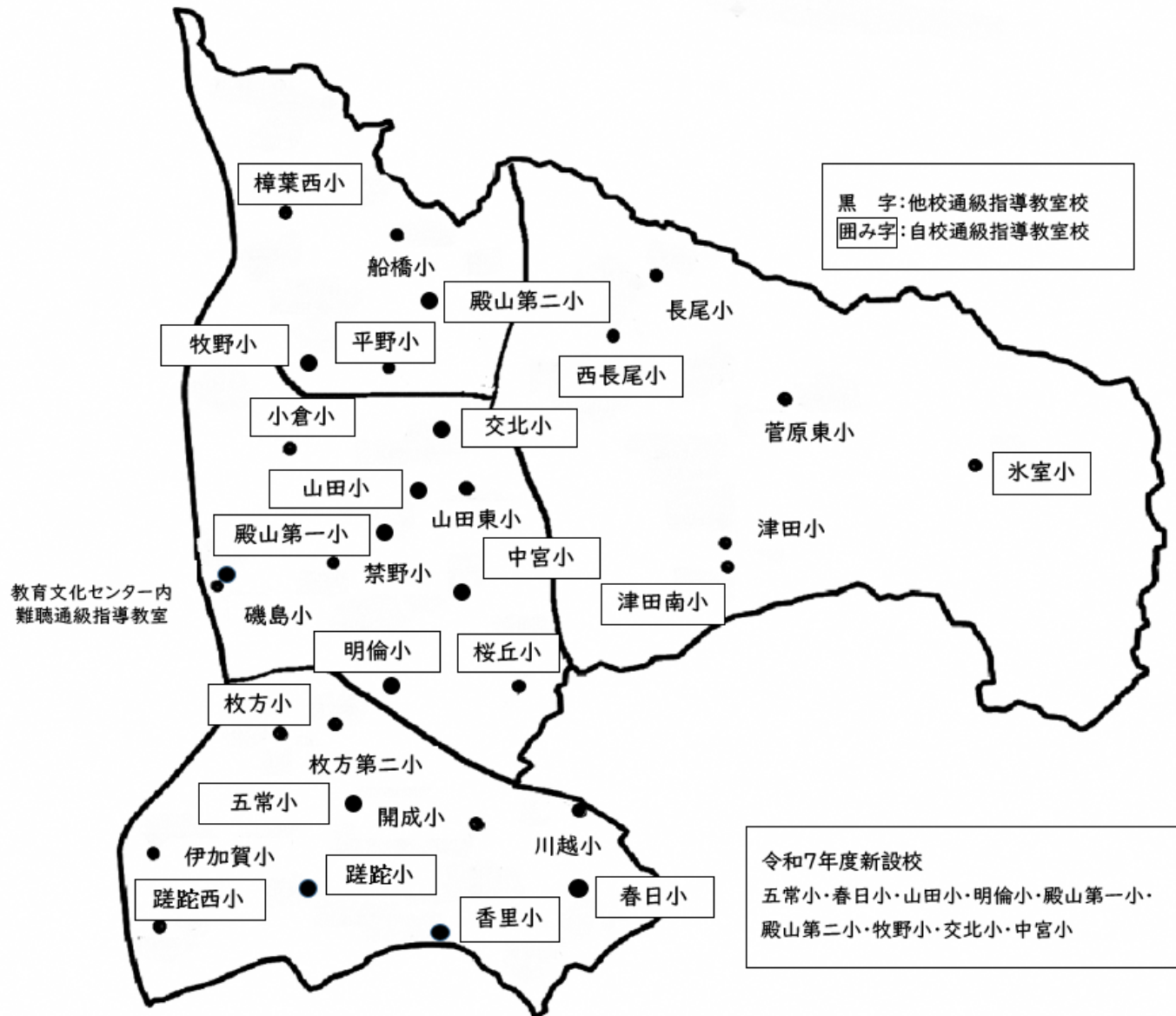


3

通級指導教室



通級指導教室 について(小学校)



通級指導教室 について

学校	通級指導教室
小学校 (令和7年度設置31校) 全中学校	発達面の課題があって、集団への参加、コミュニケーションなどに困難がある生徒に対して、人のかかわりを広げる手立てを指導します。 ソーシャルスキルやコミュニケーションスキルを育てます。 自ら工夫して課題に取り組む態度を育てます。
通級指導教室(難聴の場合)	
枚方市立教育文化センター内	難聴のある児童生徒に対して、ことばやコミュニケーションの指導、難聴障害を含めた自己理解の学習を行います。 また、必要に応じて手話の学習や情報保障の手段とその活用について指導を行います。

対象



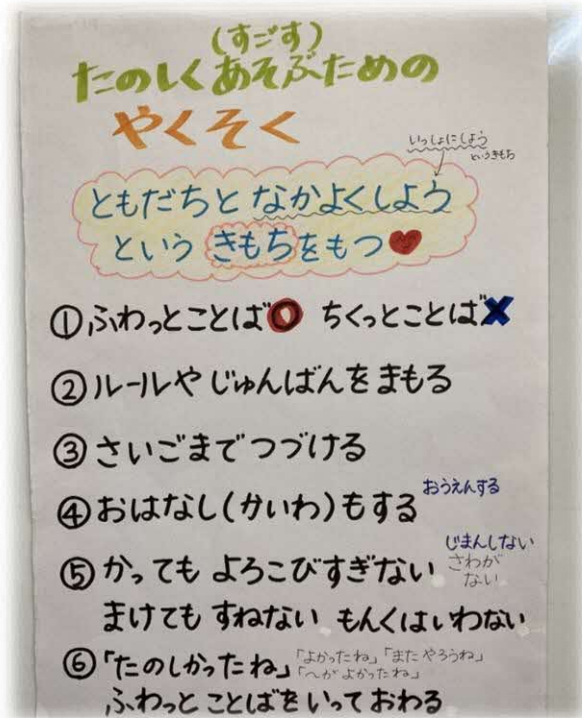
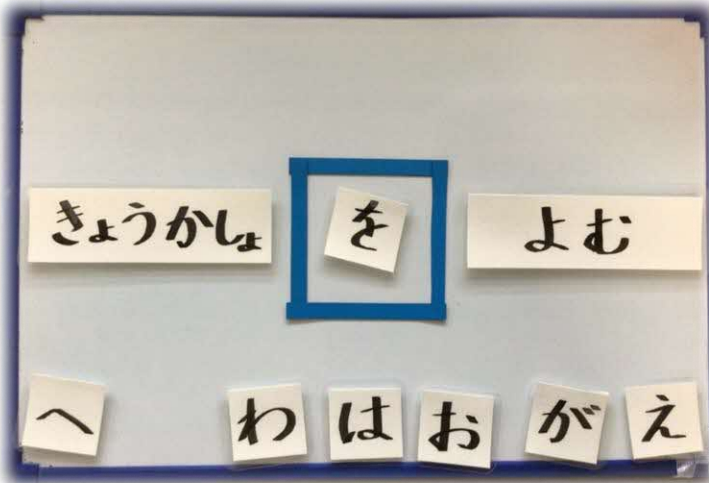
- 通常の学級に在籍している児童・生徒で、通常の学級での学習におおむね参加できるが、**一部特別な指導を必要とする**児童生徒が対象です。
- 構音障害や吃音など言語障害がある児童に発音や話し方の指導を行います。また、発達障害のある児童に対しては特性に応じて学習の指導、コミュニケーションの指導を行っています。

指導形態



- ・週に1時間から8時間、指導を受ける。
(個別、数人程度のグループ指導)
- ・指導をしているのは、現職の教員です。
- ・年度途中から指導を受けることや、課題が改善した段階で通級による指導を終了することが可能です。
- ・難聴以外の支援学級に在籍し、聴覚に障害のある児童・生徒のみ、支援学級在籍児童・生徒でも通級指導の対象となります。

使用する教材の一例



4 支援学級



令和7年度 小学校の支援学級について

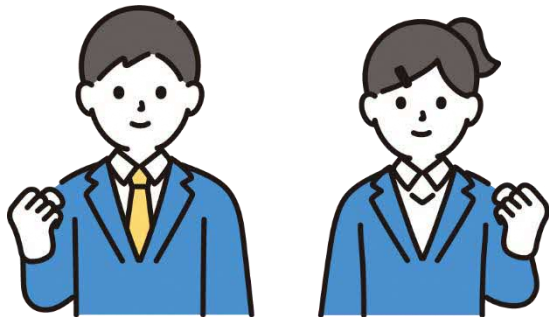
- 枚方市内には小学校が**44校**あります。
- 全ての**小学校に支援学級が設置されています。



弱視学級	難聴学級	知的障害学級	肢体不自由学級	病弱・身体虚弱学級	自閉症・情緒障害学級
1	3	117	22	7	156

令和7年度 中学校の支援学級について

- 枚方市内には中学校が**19校**あります。
- 全ての**中学校に支援学級が設置されています。



弱視学級	難聴学級	知的障害学級	肢体不自由学級	病弱・身体虚弱学級	自閉症・情緒障害学級
1	2	40	6	4	50

枚方市の支援学級在籍状況（小学校）

R07は暫定値

学級数

年度	R03	R04	R05	R06	R07
学級数 (クラス)	263	281	289	298	306

在籍者数

年度	R03	R04	R05	R06	R07
在籍者数 (人)	1546	1690	1742	1863	2000

枚方市の支援学級在籍状況（中学校）

学級数

R07は暫定値

年度	R03	R04	R05	R06	R07
学級数 (クラス)	89	97	95	97	103

在籍者数

年度	R03	R04	R05	R06	R07
在籍者数 (人)	468	544	510	543	612

支援学級について

1. 支援学級は1年ごとに設置するかどうか決める
単年度設置の学級である。
2. 児童・生徒一人ひとりへの**加配はない**。
3. 1学級、**児童・生徒8名までは1名の支援学級担任**を配置。
4. 障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに
応じた「**特別の教育課程**」を編成している。



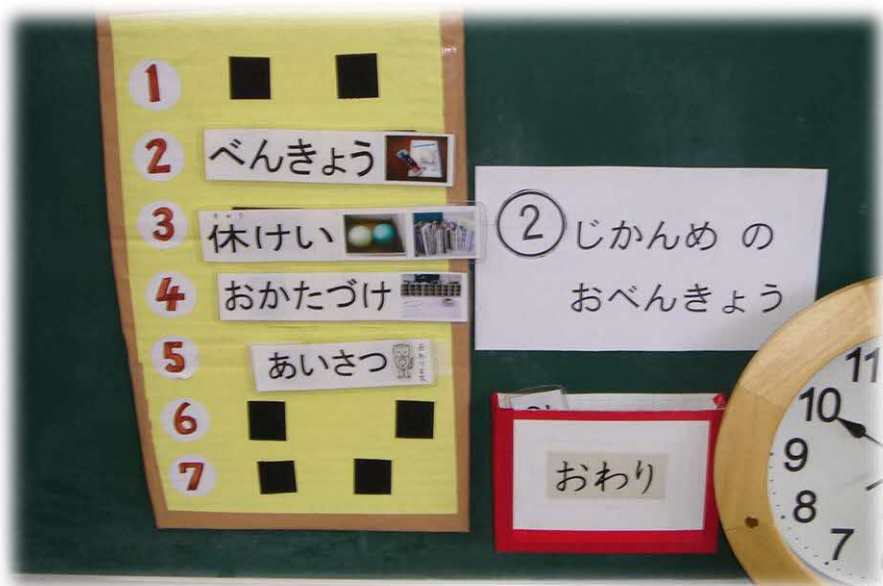
支援学級について

- 5.教科の学習においては、当該学年や**下学年の教科**の目標や内容、**知的障害特別支援学校**の教科の内容を目標として設定している。
- 6.障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための種別に応じた「**自立活動**」を必ず行っている。
- 7.授業時数は**個々の障害の状態**に応じて設定する。
(※年度途中から在籍することは原則できません。)



ある学校の支援学級 の一日

	Aさん(1-2)	Bさん(3-3)	Cさん(4-1)	Dさん(4-2)
朝の会	通常の学級	通常の学級	通常の学級	通常の学級
1時間目	1-2	3-3	支援学級 (算数)	支援学級 (算数)
2時間目	支援学級 (国語)	支援学級 (国語)	4-1	4-2
3時間目	1-2	3-3	支援学級 (自立)	支援学級 (自立)
4時間目	支援学級 (算数)	支援学級 (算数)	4-1	4-2
5時間目	支援学級 (自立)	支援学級 (自立)	4-1	4-2
6時間目		3-3	支援学級 (国語)	支援学級 (国語)



個別の教育支援計画

○保護者参画のもと、一人一人の教育的ニーズを正確に把握し、長期的な視点で就学前から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うための計画。

○福祉、医療等との連携協力が不可欠であり、学校や関係機関が連携して長期的な支援を行っていきます。



個別の教育支援計画

学校名

枚方市立

学校

ふりがな 児童生徒名			性別	生年月日	平成 年 月 日	年 組
保護者名				記載者		
住所		枚方市		担任名		
緊急 連絡先		(自宅)		作成日	年 月 日	
		()		更新日	年 月 日	
家庭環境 (家族構成等)				手帳		
				種類	等級	期限
障害 (課題) の状況 (診断名等)						
				服薬		
生育歴 教育歴				興味 関心		
児童・生徒の実態	学習 運動面		行動面			
	社会性		その他			

個別の指導計画

- 個別の教育支援計画をふまえ、具体的に一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法などをまとめた計画です。
- 通級指導教室担当や支援学級担任が、通常の学級担任と連携し、個に応じた学びを計画、実践、評価、改善していくもの



個別の指導計画【1学期】

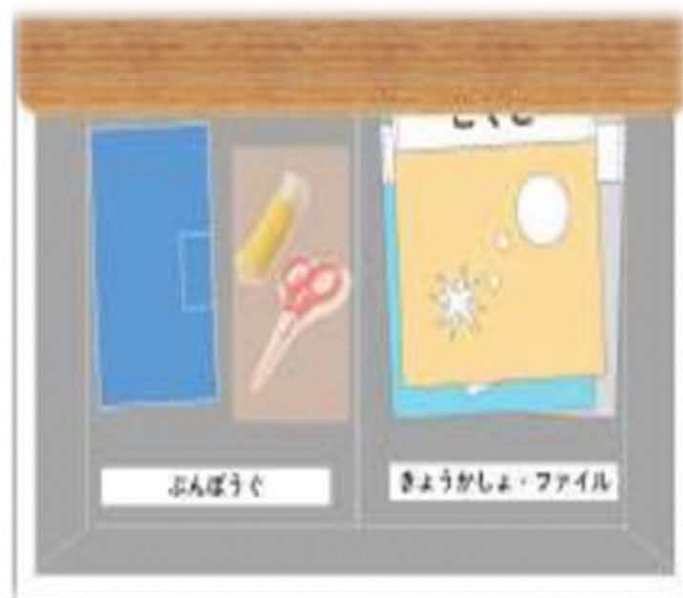
支援の目標

長期目標	
短期目標	



教科/領域別の目標・指導内容

教科・領域	今学期の目標	指導場面	指導内容・手立て
備考			



よくあるご質問

Q1:入学時は通常の学級に在籍し、入学後に**支援学級**在籍を検討する場合、**申し込みの締め切り**等がありますか。

A1:支援学級は1年単位での設置となることから、次年度から在籍となることを検討する場合は、各学校で**7月上旬頃**に実施される個人懇談等で意向の確認を行っておりますので、それまでに支援学級に在籍を検討している旨を学校にお伝えください。なお、11月下旬頃に実施される個人懇談等で最終意向確認を行いますので、改めて学校にお伝えください。

Q2:**通級指導教室**の利用を希望する場合、**申し込みの締め切り**等がありますか。

A2:通級指導教室は、年度内のいつでも利用が可能であることから、随時学校にご相談ください。ただし、その段階での利用者数や担当者の時間割調整の必要があることから、まずは学校、担当の先生とご相談ください。

Q3:**通級指導教室**や**支援学級**で遅れている**学習の補充**をしてもらえますか。

A3:通級指導教室は、障害による学習や生活の困り感に向き合った学習(自立活動)を中心に行うこと、支援学級は、障害による学習や生活の困り感に向き合った学習(自立活動や教科学習)等を行うことを目的としていることから、いずれの学びの場においても単に各教科の内容を補充的に指導することはありません。まずはお子さまの困り感について学校にご相談ください。

5

今後のながれ



8月

保護者面談（就学相談）

- ・就学相談担当者が園所からいただいた情報や相談シートの内容をふまえて保護者の方と面談します。
- ・通常の学級、通級指導教室、支援学級、支援学校等について説明します。



9月

校区の学校による教育相談

- ・保護者の方が、校区の学校を訪問し、相談・見学ができます。（窓口は教頭です。）

10月

※希望者のみ 府立支援学校の見学会・教育相談

入学の可能性がある場合、必ず支援学校との教育相談を受けてください。



11月

11月中旬の意向確認をふまえて『就学先の決定』



※就学相談時にお渡しするQRコードを読み取ってもらい、ご回答いただきます。

※締め切り日を過ぎますと、学級設置の手続き上、入学年度からの支援学級利用ができないことがあります。

1月

市教育委員会より就学通知をご自宅に送付

【1月下旬～2月上旬頃】

- ・送付された就学通知に記載されている学校が就学先となります。
- ・就学通知には、通級指導教室や支援学級等の利用についての記載はありません。
- ・府立支援学校に就学される場合は、府教育委員会から送付されます。

2月

入学説明会（学校ごとに実施）

- ・送付された就学通知を学校にご持参いただきますと、学校より入学説明会等の資料や情報提供があります。



3月

4月

小 学 校 入 学

